

資料 2

担当：生涯学習部文化財保護課長 荒井悦夫 電話 5 2 - 2 1 0 2

件名：「旧有限責任渋川信用組合（旧渋川公民館）」 の渋川市指定重要文化財指定について

- 1 目 的 渋川市渋川に所在する旧有限責任渋川信用組合（旧渋川公民館、昭和6年築）を渋川市指定重要文化財「旧有限責任渋川信用組合」として指定することにより、後世に長く保存し、地域の貴重な財産として教育・普及・活用を図ることを目的とする。
- 2 内 容 当建物は、鉄筋コンクリート造であり、様式建築の要素を多く取り入れたアール・デコの建築である。外観の全体的な意匠は群馬県庁本庁舎（昭和庁舎）（昭和3年、国登録文化財）と群馬会館（昭和4年、国登録文化財）と似たものになっている。
当建物は、昭和初期における近世復興式と呼ばれた建築的特徴を備えた洋風建築としての価値とともに、太平洋戦争時の空襲による機銃掃射被弾痕が残り、歴史的にも貴重な遺構である。このため貴重な文化財として重要文化財に指定した。
- 3 指定名称 渋川市指定重要文化財 「旧有限責任渋川信用組合」
- 4 数 量 1 棟
- 5 所 在 地 渋川市渋川 2 4 0 3 番地
- 6 所 有 者 渋川市
- 7 指定年月日 平成 2 3 年 7 月 2 7 日

※ 経 過

当建物は昭和初期に建てられ、建造から80年以上が経過し、保存・保護しなければ取り壊されかねない運命にあった。

四ツ角周辺土地区画整理事業の区域内に所在する当建物も、「渋川公民館」としての第2の使命も終え、一時は建物を取り壊し、一部保存することとなったが、「保存を求める署名の提出」、「議会での付帯決議議決」がなされ、保存することとなった。

保存にあたり、7月開催の文化財調査委員会議で市内に現存する擬洋風建築のなかで質の高い重要な遺構であると確認し、渋川市指定重要文化財として教育委員会に答申することを議決、7月27日開催の渋川市教育委員会で議決され渋川市指定重要文化財となった。